



弥富市内で転居された方へ



チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	個人番号カードをお持ちで、個人番号カードを持参しなかった又は代理人が転入手続きを行った方	市民課	個人番号カードの住所変更を行いますので暗証番号を確認し、個人番号カードをお持ちください。また、代理人が行った場合は、市民課へお尋ねください。
	全てのみなさん	環境課	・ごみの出し方について確認してください(ごみ収集日・搬出場所等)。分別カレンダーなどをお渡します。
	犬の飼育者		・犬の飼育者は住所変更等の手続きをしてください。
	国民健康保険に加入の方 ※	保険年金課	資格確認書(転居した世帯に国保加入者がいる場合のみ)
	年金を受給している方		原則不要です。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		健康保険の資格が確認できるもの(マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせなど)・各医療費受給者証 ※マイナンバーカードの方は暗証番号4桁の入力が必要となります。
	後期高齢者医療制度に加入の方 ※		資格確認書
	65歳以上の方。40歳以上の方で要介護認定を受けている方 ※	介護高齢課	・介護保険被保険者証の住所変更手続きが必要です。介護保険被保険者証をご持参ください。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※	福祉課	・手帳の住所変更手続き ・市扶助料等の住所変更手続き⇒手帳
	自立支援医療(精神通院)を受けている方 ※		・住所変更手続き⇒自立支援医療費受給者証(精神通院)、健康保険の資格が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	障がい福祉サービスを受けている方 ※		・住所変更手続き⇒障がい福祉サービス受給者証
	特別児童扶養手当に該当する方 ※		・既に受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。

裏面もご覧ください。

チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	児童手当に該当する方 ※ (高校終了前の児童を扶養している方)	児童課	・世帯の構成の変更のない市内転居は変更手続きの必要はありません。 ※ 世帯の構成に変更がある場合はご相談ください。
	児童扶養手当・遺児手当に該当する方 ※		既に受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。受給者証をご持参ください。
	保育所・幼稚園等に入所してみえる方		手続きが必要な場合があります。児童課までお尋ねください。
	小中学校に在学する児童生徒がみえる方	学校教育課	市役所4階にある学校教育課窓口までお越しください。 また、就学援助を受けている方は、その際にお申し出ください。
	市内に土地もしくは家屋を共有で所有されている方	税務課	固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。
	新築家屋を建築された方 新築建売住宅を購入された方		固定資産税を決定するための家屋調査が必要です。(税金や住宅ローン控除のご説明、 建物の内外観調査) 税務課窓口(市役所2階)もしくはお電話(0567-65-1111 内線 214)にてご予約をお願いします。

上水道についてのお問合せ ⇒ 海部南部水道企業団 電話0567-32-3111(代)

(注意)このお知らせは、各種手続きの中で弥富市に対する主な一例ですので、個人により他の届出がある場合がありますので、ご注意ください。

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー(個人番号)を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。

令和8年4月1日更新